



# 東三河広域連合 介護支援専門員等資格更新補助金

## 対象者

以下のすべての要件を満たす者(資格更新者)の資格の更新研修受講料の一部または全部を負担する法人

- 介護支援専門員または主任介護支援専門員の更新に必要な研修(愛知県内で実施するものに限る。)を修了していること。
- 申請日時点で、申請する法人が経営する東三河8市町村に所在する指定介護サービス事業所等において、介護支援専門員、主任介護支援専門員または事業所等の人員基準に含まれる職種として就労していること。
- 同一回の研修に対して、過去にこの補助金の交付を受けていないこと。

## 補助額

研修受講料を法人が負担した額の8分の3

(テキスト代・実習費・振込手数料・補講料などは対象外)

対象の資格更新研修	上限額
介護支援専門員更新研修(88時間)	66,800円
専門研修課程Ⅰ	38,200円
更新研修(32時間)または専門研修課程Ⅱ	28,600円
更新研修(未経験)	36,600円
主任介護支援専門員更新研修	60,000円

## 申請方法

以下の書類をお持ちになり、各市町村の介護保険担当課窓口へお越しください。(申請書は窓口でもご記入いただけます)

(注意) 一年度につき1法人1回のみ申請できます。

法人単位でとりまとめ、年間分をまとめて申請してください。

- ①「介護支援専門員等資格更新補助金交付申請書兼請求書」(様式第1号)
- ②各研修の修了証書(写し)
- ③「補助実施報告書」(様式第2号)
- ④資格更新研修受講料を負担したこと及びその負担金額等が確認できる書類
- ⑤債権者登録申請書(初回申請のみ)

【申請締切】

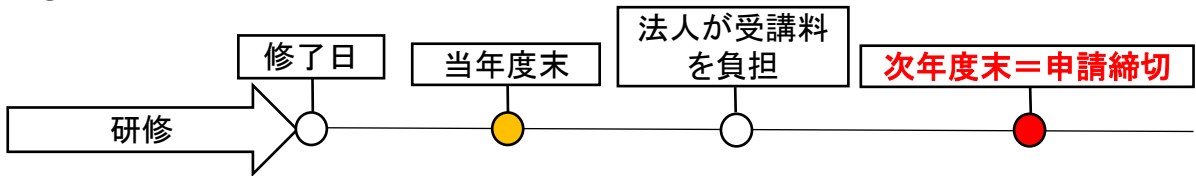
資格更新者の研修受講料を対象者(法人)が支出した日または資格更新研修の修了した日のいずれか遅い日の属する年度の末日まで  
(裏面も参照)



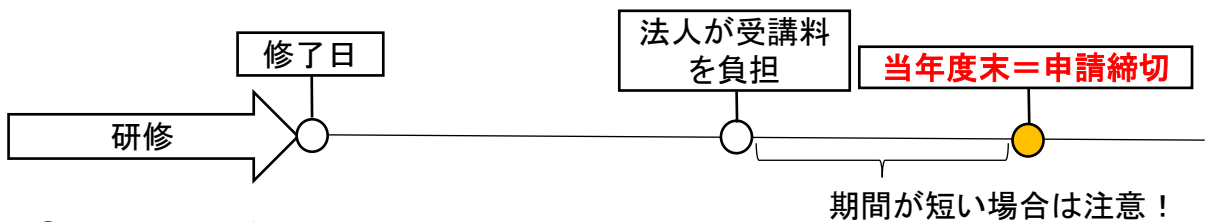
裏面もご覧ください。

## 申請締切の考え方

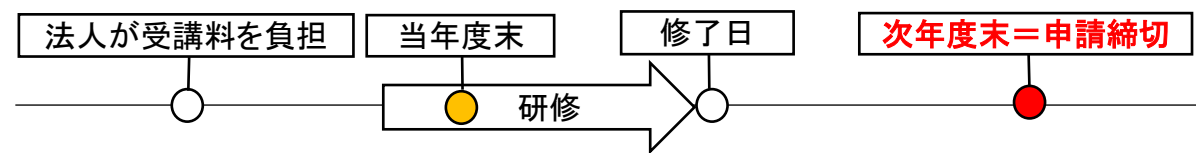
例① 研修修了と受講料負担が年度を跨ぐケース



例② 研修修了と受講料負担が同じ年度のケース



例③ 受講料負担が研修修了より早いケース



## よくあるご質問

Q1

更新研修受講料を個人で負担した場合は対象になりますか。

A1

対象外です。法人が負担した場合に限り対象となります。

Q2

介護支援専門員の実務研修や再研修、主任介護支援専門員研修は対象になりますか。

A2

対象外です。資格更新のための研修が対象となります。研修費を個人で負担した場合は「**介護支援専門員等資格取得補助金**」の対象となります。

Q3

法人が更新研修受講料を負担しましたが、受講者は通所介護事業所で介護職員として働いています。対象になりますか。

A3

対象です。

### 【お問い合わせ先】

東三河広域連合 介護保険課 地域包括ケアグループ  
豊橋市八町通二丁目16番地 豊橋市職員会館5階  
TEL: 0532-26-8472・8473

申請様式等のダウンロードはこちら  
《東三河広域連合ホームページ》

👉 <https://www.east-mikawa.jp/2869.htm>

